



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

653	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課)..... 1
654	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)..... 1
655	〃	(〃)..... 1
656	〃	(〃)..... 2

告 示

和歌山県告示第653号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3050100365	はな・ぷらす	和歌山市広原11-5	児童発達支援 放課後等デイサービス	有限会社プランニング守山	和歌山市善明寺595-1	平成30.5.31

和歌山県告示第654号

平成30年和歌山県告示第579号(以下「告示第579号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 所在が不明である通知の相手方
柚瀬真一
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第579号のとおり

和歌山県告示第655号

平成30年和歌山県告示第580号(以下「告示第580号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 所在が不明である通知の相手方

榎本平雄
岡本開
岡本正吉
五味章
向井清
三露壽真子
山形三九児
山崎恵子
松本鉄郎
清水出
箕嶋幸代

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第580号のとおり

和歌山県告示第656号

平成30年和歌山県告示第581号（以下「告示第581号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

清水出

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第581号のとおり